

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和3年10月19日（火）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和3年10月19日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認

- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
令和2年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

- 3 審議案件
教委第31号議案 令和3年度横浜市指定文化財の指定について
教委第32号議案 教職員の人事について

- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会します。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しています。

初めに、会議録の承認を行います。8月23日の会議録の署名者は、中上委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付ございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、9月17日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○9/24 こども青少年・教育委員会

○9/29 本会議（第3日）議案議決、追加議案上程・質疑・付託
追加議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託
決算第一・決算第二特別委員会（審査日程等協議）

○10/6 本会議（第4日）議員の辞職

決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

○10/13 決算第一特別委員会（局別審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、9月24日に市会常任委員会であるこども青少年・教育委員会が開催されました。9月29日には、本会議3日目が開催され、議案議決、追加議案上程・質疑・付託・追加議案議決。また、決算上程・決算特別委員会設置・付託が行われ、同日、決算第一・決算第二特別委員会が開催され、審査日程等の協議が行われました。10月6日に、本会議4日目が開催され、議員の辞職がありました。また、同日に、決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）が行われ、更に10月13日に決算第一特別委員会（局別審査）が行われました。

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和2年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは、前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」。2点目は、「令和2年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、報告をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。私からは「新型コロナウイルス感染症への対応について」、ご報告いたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回の9月15日以降の教職員の感染者については6人、児童生徒の感染者は105人、感染者が発生した学校は合計84校となっています。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は404人、児童生徒の感染者は3,277人の計3,681人となっています。感染者が発生した学校は499校となっています。

学校からの報告を基にしました学校関係者の感染状況については、大幅に減少しています。下の表やグラフをご覧くださいとおり、直近の1、2週間辺りは数としても減っています。

ガイドラインの方も改訂して発出していきまして、引き続き、学校の感染対策については継続して取り組んでまいりたいと思います。私からは以上です。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川です。引き続き、2ページです。

「2 緊急事態宣言解除後の市立学校の教育活動について」御説明いたします。

「(1) 通常登校の再開について」、緊急事態宣言の解除や市立学校児童生徒の感染者数の減少等のため、感染症対策を徹底し、児童生徒の心と体の健康に気を配りながら、10月4日月曜日から分散登校をやめ、通常登校を再開しています。

高等学校におきましては、時差通学を継続のうえ、通常授業を再開しています。また、各校の実情によって短縮授業等を行う場合があります。

特別支援学校においては、各校の実情によって短縮授業等を行う場合があります。

「(2) 部活動」です。感染症対策を徹底し、次のとおり中学校の部活動を再開しています。活動日数は週4日以内、これは土日を含んでいます。それから活動時間は、平日2時間以内、土日休日3時間以内。対外試合・合同練習につきましては、市内の活動として泊を伴わないこと。高等学校においては、「横浜市立学校部活動ガイドライン」等に基づき、感染症対策を徹底したうえで実施。

「(3) 学校行事」です。学校行事、修学旅行や運動会・体育祭等です。感染症対策を徹底した上で実施可能としています。

「ア 運動会・体育祭及び文化祭・合唱祭等について」、原則、食事を伴わない実施方法を検討し、マスクを外す時間を極力短くすることとしています。併せて、感染症対策の内容は、保護者や地域の理解を得るように通知しました。感染

症対策の例としましては、事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。それからマスク着用の上でもできるだけ2メートル、最低1メートル空けられるように参加者の人数を制限する。徹底した換気を行い、手洗い・手指消毒や検温、私語を慎むなどの基本的な感染症対策を確実に実施する。

「イ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事について」です。これは運動会等と同じように、マスクを外す時間を極力短くするよう、感染症対策を徹底した上で実施可能としています。なお、目的地が、まん延防止等重点措置区域等に指定された場合や、感染状況が悪化し来訪自粛を求められている場合、感染拡大防止の視点から控えることが適切と考え、原則として中止、又は延期とするように通知しています。

感染症対策の例ですが、移動等での車内では、食事、これはおやつ等もありますが、食べないようにして、マスクを取らないように徹底する。それから宿泊先の脱衣所や浴室の上限人数の設定や、宿泊先の1部屋の人数を極力少なくする等の工夫をする。これは密を防ぐということです。それから飲食の場面ではこれもできる限り2メートル、最低1メートル空けられる距離を取り、会話をしないということです。

実際に10月に入りまして資料にはありませんけれども、これらの行事を実施した学校に聞き取りをしていますのでご報告します。

ある小学校の修学旅行では、昨年度と同じ宿に宿泊したわけですがけれども、宿と感染症対策を綿密に打ち合わせて出発しました。これは、児童自身にマスク会食あるいは黙食、それからお風呂場でも会話をしないなどの感染症対策の基本的なことが身に付いており、気を付けながらも体験的な活動や友達同士の触れ合いがあり、充実した修学旅行ができたと報告を聞いています。

また、ある学校では、黙食のほかに同じ方向を向いて一列になって、お互いに向き合わないよう食事を取るだとか、検温はできるだけ頻繁にするというような対策を取っている学校もありました。

それから小学校の運動会ですがけれども、これは昨年度もこのように実施した学校も多かったのですが、かつてですとお弁当や給食をはさんで1日実施していたものを半日開催にするなどして、時間を短くして昼食を取らないでというような形にする、あるいはプログラムを工夫して密集しないような、例えばよく行われている玉入れなど、あのような密集するものについては実施方法を工夫して、もっと別の形で距離が取れるような方式の種目に変えてみたり、あとは保護者の方の参加人数を、学校の規模によってですがけれども、例えば家庭を1名にするだとか、あるいはお子さんが出場するときだけの参加にするだとか、あと来賓の方の参観はご遠慮させていただくとかというような、つまり密を防ぐような工夫を各学校でしているところです。

これも各学校で実施して、子どもたちの感想としましては楽しかったとか、久しぶりに子どもたちが友達と一緒に協力して活動できたというような声もありますし、練習も分散登校中に準備や練習をしているところも多かったので、練習準備も少ない人数でやってきた。当日は元々のクラスだとかという規模になりますので、それはとても楽しかったというような声も聞かれているところです。

続きまして、資料に戻ります。「3 分散登校期間中に実施したオンライン授業・学習の状況と対応について」です。

「(1) 取組状況について」、9月の分散登校期間中、各学校において端末を活用したオンライン授業・学習に取り組みました。最終的な状況ですが、次のページの図のとおりです。9月のオンライン学習・授業の実施に関する成果や課題について振り返るため、通常登校の再開に伴って1人1台端末は学校内での活用

を原則とする運用に戻していきまして、現在まとめを行っております。9月17日の教育委員会会議で御報告した後も各学校でオンライン授業・学習に関する取組が進み、最終的な実施校数がまとまりましたので、資料にあるのがそれです。ご確認いただけたらと思います。

次に、「(2) ニーズに応じたオンライン授業等に関する臨時研修」ですが、9月13日からの「緊急事態宣言適用期間の延長」に伴い、学校からは、「オンライン朝の会や授業を検討しているが、どのように進めたら良いか教えてほしい」「情報モラル・セキュリティをもっと学びたい」といった声が多く聞かれました。こうしたニーズに応えるために、臨時に分散登校期間中であります9月中旬から下旬にかけて「オンラインを活用した朝の会・授業研修」と「情報モラル・セキュリティ研修」を実施しました。対象は管理職、それからICT推進リーダー、情報担当者等とし、研修方法はWeb会議システム及びeラーニングで行いました。

引き続き「(3) オンライン授業に関する課題への対応状況」ですが、端末については故意による故障を除き、保障又は予備機で対応とするなど、端末の保守範囲を整理し、9月に学校に通知しています。それから10月から11月の間に生徒数が増えたことに伴う、不足分及び故障時の予備分の端末の納品をこれからする予定です。それから授業時間帯の通信速度低下の原因箇所を帯域保障の専用回線に改善することを9月21日完了しました。通信速度については、現在は大丈夫だと聞いています。

それからモバイルルーターが不足しているとの声を受けて、分散登校期間中の状況を調査し、現在は実態把握の作業中です。

それから他都市のいじめ事案を受けて、ロイノート・スクールのフィルタリングにSNSの項目を加えました。それから様々なこと、御家庭の御協力が必要なことがありますので、横浜市PTA連絡協議会と連携し家庭への説明について、調整しているところです。

それから「(4) 感染症対策の特別配当で購入できるオンライン授業関係備品の周知」です。今後のオンライン授業の実施に備え、新型コロナウイルスの感染症対策に係る経費の特別配当の活用により、各学校でオンライン授業を効果的に実施するための備品の購入が可能である旨をこれから周知します。例えば、マイク、タブレット端末用スタンド、端末入力用のペン、広角視野Webカメラ等の購入が可能となっていますので、それらはリクエストとして例を挙げながら各学校に周知する予定です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見、御質問等はございますか。

四王天委員

御説明ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症が大分、収束に向かって来ているということで非常に喜ばしい傾向であると思います。ただ、そうはいっても、生徒と教員を合わせて3,700名弱が、り患してしまったという事実があります。その中で次に気になるのは、り患された方がその後、後遺症に悩まされていないか。報道によると4人に1人は何らかの後遺症があるとされています。しかも、味覚とか肉体的な面だけでなく、多少やはり鬱傾向になったり精神的な面でそのような傾向が表れている人がいると聞いています。学校現場でそのような後遺症に悩んでいるというような教員、生徒の報告が入っているのかということと、もし、そういう方がいらっしゃるのであれば、学校としてはやはりきめ細やかな対応を更に進めていかなければいけないと思いますので、そのような

実態はいかがでしょうか。

前田人権健康
教育部長

御質問いただきました後遺症のことですけれども、今般、ガイドラインを改訂しまして、その中で学校向けに提示をしているところですのでけれども、陽性判明時とともに回復傾向についても個々それぞれ回復の経緯もその状況も違いますし、それから心身の負担状況等も個々によって変わってくると思いますので、その辺りは丁寧に確認していこうという話を学校に伝えているところです。

加えて、四王天委員から御質問があった後遺症そのものに対して、例えばどうしたら良いのかという話は直接は来ていないのですけれども、一方でやはり当然そういった個々、回復傾向は違いますので、悩んでいるお子さんもいるということ視野に入れながら対応していかなくてはいけないと思っています。具体的に通院等は少しあって、出欠の扱いはどうしたら良いでしょうかということが質問としてあったことはあるようではありますが、直接何かそれについて学校全体で調査をするわけではないので、お話しのとおり一人ひとり回復傾向は違うのだということだとか、それからそれによって偏見差別がないようにしっかりと対応していきましょう、また、健康の状況を個々しっかりと見ていきましょうという話をしているところです。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋です。教職員の感染者の復職の状況ですが、昨日現在まで、今年度に入りましてから感染後に入院等の加療が必要だった教職員は2桁まで行かない7、8名程度の者が入院加療したと聞いています。昨日現在、その者たちについては全員回復をして復職をしています。後遺症についてですが、少なくとも復職に際して業務に支障があるような状況ではないとは聞いています。

通常、普段から健康についての相談できる窓口というのを設けていますので、もし不安があれば相談に来るのではないかと考えています。現に、感染してしまった方から回復した後、体力が落ちたというようなことでご相談があったとは聞いています。今のところそういったご相談は1件です。

四王天委員

ありがとうございました。何事にも言えることですのでけれども、やはり生徒の変化について更なる注目をしてほしいと思いますのでよろしくお願いします。

森委員

御報告ありがとうございます。二つ質問があります。ICT支援員などいろいろなサポート体制を作ってくださっていると思うのですが、とはいえども初期の段階ではどうしてもICTに詳しい人が学校ごとにいたりいなかったり、そういった偏りは多少あったのではないかと想像します。

それに対してサポートデスクなどで最初の段階は設定環境だと思うのですが、今の段階ではどんな質問が増えてきているのか。どんなことで現場はICT環境において大変さを感じているのかというのがもしあれば、今回はもしくは次回に教えていただければと思っています。

もう一つが、この休業期間の様々な模索を改めて今回の分散登校期間中にご報告をいただきました。その期間中の小学校、中学校ともに残業時間は先生がどのような状況であったか教えていただければと思います。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋です。小学校、中学校の残業時間、今年の9月の残業時間、これは時間外在校等時間、いわゆる出勤をして打刻をし、退勤するときに打刻をしたその時間から勤務時間を引いた学校にいるという時間になりますが、その時間は小学校につきましては38.7時間、中学校については29.8時間となりま

す。

鯉淵教育長

それは1人の教員の月単位ですね。

古橋教職員人事部長

平均の月単位です。これは今は暫定値です。この後、まだ日曜日等に出勤した場合の振替等の修正がありますけれども、基本は大きくは変わらないと思っておりますが、これを一昨年の令和元年度と比較をすると、小学校のほうで1.9時間です、約2時間。中学校のほうにつきましては、30.6時間、約30時間のマイナスになっています。9月の分散登校中につきましては、私から少し学校のほうに聞いてみたところ、各学校では、小学校ではオンライン授業を導入するということで、端末の設定だとか操作などその作業というのは時間がかかりましたけれども、分散登校で子どもたちが半分になっている。2日続けて同じ授業をするというような形で、授業準備についての時間が大分減ったというようなところで、学校全体でやはり教職員が早く帰れるような状態だとは聞いています。

中学校については、部活動の時間数が減っていますので、そこに対する指導の時間が減っているというのが主な要因ではないかと思えます。

武井小中学校
企画課情報教育担当課長

情報教育担当課長の武井と申します。サポートデスクですとか支援員の関係は、当初は森委員のおっしゃられるように設定のところが多かったですけれども、今は授業支援の関係、例えばこういったソフトを使いたいだけでもといったようなところ、例えばダイジー教科書を使うにはどうしたら良いのかといったようなご質問もありますし、また授業で使うネットワークと校務で使うネットワークが現状は別々のものですので、校務のネットワークで作成した授業で使うような資料等をどうやって教育用のネットワークに持ってきたら良いのかとか、そういったようなご質問等をいただいているところです。

森委員

今のそういった質問が日々たくさん来ていると思うのですが、おそらくいろいろな学校で持っている疑問は比較的共通しているものもあると思うのですが、そういったことをQ&Aとして貯めていたりなどというのはあるのですか。

武井小中学校
企画課情報教育担当課長

ありがとうございます。よくある質問的なところをGIGAポータルというふうな呼び方をしているところがあるのですが、その中にまとめていたりですとか、定期的にICTニュースみたいなものを発行してその中で紹介をしたりといったようなところをやっています。

森委員

おそらく個々に先生がこういう授業をやってみたいというのがだんだん出てきていて、だからこそこんなことはできないか、あんなことはできないかというものが出てきているのだらうと思います。それからなるべく分からないから止まってしまうのではない環境をサポートデスクになるのかICT支援員なのか、何の充実なのかというのは更に検証いただいて進めていただけたらと思っています。

一つ前の質問に戻りますが、残業時間のご説明もありがとうございます。小学校は2時間減って、今は中学校は30時間減ったということでした。80時間超えというところについて数字は、まだ速報値としては出ていませんか。

古橋教職員人事部長

80時間越えの職員数の割合ですが、小学校は今年の9月については4.2%、中学校は3%になります。

森委員	例年がどのぐらいですか。
古橋教職員人事部長	令和2年度と比較をしますと、小学校の方では5.7%の減、中学校につきましては25.4%の減です。
森委員	<p>ありがとうございます。おそらくこの単月を見ても、あまりにも特殊な月だったのでそのしわ寄せがその次の月に行っていたりですとか、あと更に数か月に及んでしまうということもあるかもしれないので、この1か月だけを見るのは危険だとは思いますが、実際にこれだけ減ったというところが、こういった要素で減っていったのかということというのは、もし今後、ほかの件で学校にヒアリングをされるときにも、併せて実態をお聞きいただけるのであれば聞いていただければと思います。実際にオンライン授業に切り替える大変さだったり、先生同士で、今後の行事をどうするかだったり、授業体制をどうするかということはたくさん打ち合わせがあったのではないかと思います。結構増えたのかと想像していたのですが、結果として部活動がなかったり、行事がなかったりということによって減った要因もあったと思うので、それはそれぞれどのような割合だったのかというのは、今、私も想像するしかなくて、でもそこをちゃんと知っていくことによって、今後は働き方改革のほうの議論に生かしていけたりですとか、場合によっては宿題の提出方法が一気に一つひとつ丸を付けるのではなく、一覽で固定されるようになったことによって採点化しやすくなった、フィードバックもしやすくなったとか、いろいろなことがこの中にヒントが隠れているのかもしれないと思いますので、ぜひ今後も状況を知っていきたいと思っています。</p> <p>最後に一つコメントですけれども、先ほど9月になって基本的には学校でこの端末を使うということに戻ったとご報告がありました。セキュリティーですとかフィルタリングですとか、ルーターの貸し出しですとか、そういったことは学校として一度戻して整備をしてということは必要だと私も思うのですが、大事なのは児童生徒に合った学びを児童生徒自身が探していけるように、見つけていけるようにということが目的であることを考えると、その度に先生などから、この子にとっては持ち帰ったり、このクラスにとってはこうやって持ち帰ることが良いかもしれないという選択肢も、今後は出てくると思いますので、そのときにはそれを止めるような動きにはならないように、ぜひ必要であれば持って帰れるという状況を作れるように後押しをいただけたらと思います。長くなりました。以上です。</p>
鯉淵教育長	今後の原則論を一応、少し説明してください。
石川学校教育企画部長	<p>原則として端末は学校で使用する、学校の授業の学習の充実向上のためにまず使うというのが原則だということはまずあります。今回、持ち帰りをしましたのは、あくまでもコロナ禍で学びを止めないための手だてとして1人1台持ち帰ることにしました。そのために緊急に様々な手を打ったのでいろいろ課題もありましたけれども、それを今検証しているところです。</p> <p>もちろん例えば、今、森委員のおっしゃったように、今原則と申し上げましたけれども、必要な場合、例えば不登校のお子さんもそうですし、様々な状況によって持ち帰った方が良いということについては今後検討していきたいと思っています。</p>
森委員	ありがとうございます。

木村委員

森委員の質問と重複するので短めに質問しますが、3番目のところのオンラインの授業の課題のところ、やはりICT支援員、これは他県とか他市でもものすごくこれが問題というか必要性を帯びているのですけれども、横浜市における充足率と充実度、つまり人数がいれば良いのかということではなくて、その質的なものがものすごくあると思います。最初はセッティングとかテクノロジー的なものがもっと進んで、では、子どもたちにどういった関わりとかいうところもあると思うので、あるいは頻度などです。そういった充足率と充実度、特に充実度が分かれば、あるいは分からなくてもこういったことが現場から挙がっているというものがあれば、ぜひ教えていただきたいです。

石川学校教育
企画部長

充足率については、なかなか難しいと思っています。学校としましては、ICT支援員は毎日いつもそばにいてくれれば一番良いというのはもちろんあるかもしれませんが、今は週に1回、小中学校へ行くことによってかなり活用してもらっていると思います。最初はおっしゃるようにセッティングだとかつながらないだとか、そういうことについての技術的なサポートがとても多かったと思うのですが、現在は学校から聞いていると、職員の研修ですとか、こういう授業でこういうふうに使えるというような研修ですとか、それもICT支援員と連携しながらやっているという声も聞きまして、かなり有効だということで、これから今行っていく取組は1人1台端末の活用が進んでいって、最初の段階よりはどんどんICT支援員の活用の仕方が変わってくると思うのです。今変わってきている時期に差し掛かっているのかと思います。今後は学校の状況だとか教職員の話も聞きながら様々な検討をしていきたいと思っています。

木村委員

いろいろなケーススタディーを出していただいて、それでいろいろな学校がその取組をどうのように考えるか。同じ学校でもみんな同じことをやって、同じ学校でもそれぞれ学年で違ったこととか、クラスでも違ったこと。先ほども言ったように個別的にも少し変化させるということが出来るのは、今後のICT教育かと思っていますので、今後はぜひICT支援員が中心となって研修をやっても、その中でやはり引っ張る教員が出てくるということは必要だと思いますのでこれからもよろしくお願いします。以上です。

中上委員

先ほどご報告があったように、神奈川県も横浜市も大幅に陽性者数が減少ということで、本当に良いことだと思うのですけれども、そうなればなるほど、今、飲食店をはじめほかにもいろいろと実証実験をやりながら解除していこうという方向にあるかと思っています。テレビなんかを見ていると、外国だともうマスクを外して大騒ぎしてやっているのを見ると、多分子どもたちが見て、マスクはあまりしなくても大丈夫だと思ってしまふかもしれないのですけれども、私は横浜G30プランのときも思ったのですけれども、特に小学校の児童は本当に素直で、親が徹底できないことをきちんとやってくれているわけです。今はマスクなんかもお子さんの方がしっかりしていると感じます。

それで、いずれにしても、これからのことを考えると、第6波のこともありますし、また今年の初めにインフルエンザが非常に少なかったのもやはりマスク、手洗い、うがい、基本的なことをきちんとやっていたから非常に少なかったというのはあります。

ただ、インフルエンザは今年が非常に少なく、反動で来年は多くなるのではないかというような心配もあって、インフルエンザのワクチンも病院によっては

在庫制限があるような話も聞きます。いずれにしてもやはりマスク、手洗い、うがいは基本だと思うのです。だから、ゼロコロナなんていうのはあり得ないので、ウィズコロナで非常に良い習慣が付いて次の備えにもなるわけですから、子どもたちは部活動の時は非常に大変だろうと思うのです。ましてこれから寒くなって、寒いから各ご家庭でも換気がなかなか難しいです。換気だとかそういうことも含めてせっかく今は良い習慣が付いていますから、部活動なんか少し制限を緩めてあげたいという気持ちは非常に強いのですけれども、第6波の心配もありますし、冬になって今度は受験シーズンだとか、今は学校の現場は12歳以下のワクチンもできていないという中では、辛抱しなくてはいけない部分もあるのかと思います。今、世の中が全部、良い方向に向かっていて飲食店などは皆さんが大変ご苦勞をされている中で、緊急事態宣言解除は私は良い方向だと思うけれども、学校現場のことを考えると、やはり今の緊張感をある程度保って、良い習慣は引き続きお願いしたいと思います。

それと、これは意見ですけれども2点目で、ICTについて非常に横浜市は頑張っておられるなと私もいろいろ報告を聞いたり、実際の端末のレクチャーを受けたりして思うのですけれども、一方では、やはり横浜市は日本で最大のマンモス都市で、教育委員会の予算についてもすごいボリュームです。だから、どんどん改善することは非常に良いことだと思うし、やればやるほどもっと改善点も出てくるわけです。改善していけば更に今度はその何十倍という、要望が出てくるわけです。そこら辺は非常に教育委員会の苦勞が多いと思うのですけれども、やはり予算や人、時間はかなり限りがありますので、その辺もよく考えて、今気張って、ぱっと行くのは良いのですけれども、一時、教育委員会で高度成長のときに学校を、ぱっと作りました。その更新が何年後には全部来るわけです。だからその後の更新だとかいろいろなことの予算の山も来ますから、いろいろと考えた中でやはり着実に改善するところは改善しながら、先生たちの意識ももう当たり前になっていきますから、逆に対応できない先生とギャップが出てきますし、その辺の悩みもありますけれども、これは一生懸命やればやるほど課題も予算も人も必要になってくるわけで、その辺の見合いも本当に考えてやらないと非常に難しい。いつも石川学校教育企画部長がおっしゃるように、トライアンドエラーでどんどんやりながら、走りながらやはり行うことだろうと思うので、なかなかうまくいかないのが逆に改善のチャンスですけれども、そのバックには必ず予算と人と時間が必要だということで、その辺も冷静に対応していきたい。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということで。

大塚委員

大塚です。オンライン授業に関する課題での対応状況というところで2点お願いします。

まず一つ目は、端末の保守範囲を整備していただいたということで、故意によるものを除くということで、実は現場が弁済システムにのっかって故意かどうかをこれからも判断していくと思うけれども、正直それが一番難しいと思うのです。また、第6波を想定したときに、持ち帰り等があったときの器物破損はなおさら見えないので、その辺がどうなのか。あとは、現場からの声だと、端末を守るためのケースというのですか、あれが非常に重くて1、2年生は落として壊してしまうような危険性もあるというような話も聞いているので、そこで、来年度の予算を各学校が検討していくことになるかと思います。

教育委員会から1,000万円前後頂いている予算の使い道を検討する中で、これまでは端末についての検討はなかったと思うのです。それが、今年度で言えばあと

半年弱で予備機が減っていくのではないかと、それから器物破損ではないと判断したときの補償費とかは、やはり学校の予算内でやっていかなければいけないとか、そういった点でいうと、事務職員の皆さんの予算についての認識の中にそういった端末をどう自分の学校として考えていくかと、そういうのがぜひ事務職員研修等の中に入れていただけたら、「しまった、うちの学校は」というような状況が少しでも減ることが、子どもたちの授業等でも安心につながっていくかと思しますので、そういった視点の発信を一つお願いしたいと思します。

2点目は、他都市のいじめ事案を受けというところですが、ロイロノート・スクールのフィルタリングにSNSを更に加えた。そういうところでやはり安心が高まっていくと思うのです。もうチャットはできないから大丈夫となったら、子どもたちのICTの技能というのが日本のゲームの分野においては世界一とか聞きますから、イタチごっこになっていくのではないかとということも想定されます。そういったときにはやはりこういう機器の部分で想定されるのは、Q&Aみたいなものは横浜市のカリキュラムの発信等できっとこれからもされていくと思うのですけれども、転ばぬ先の杖という言い方も変ですが、学校として予想を超えるような危機対応があるように思うので、ぜひそういった視点を学校が持ち続ける、危機感を持ち続ける。迅速対応の段取りがスムーズに取れる。そういったところへの発信というのを、考えていただくといいと思うのですけれども、お願いしたいと思います。併せて、これはいじめのほうになってしまうのですが、文部科学省の調査の中にはないのですけれども、1人1台端末でのいじめという視点も、ぜひ、いじめの調査のときに、第6波を想定して、1人1台端末における嫌がらせだとかそういったものはなかったかどうかという、そういう調査を文部科学省はします。あまり的を射ていないと思うのですが、横浜市として考えていただけたらと思します。以上2点です。

鯉淵教育長

状況の整理をお願いします。例えば端末のことについて、学校側が負担するということはないと私は思っていますけれども、少し誤解があるのではないかと思います。

石川学校教育
企画部長

先ほど少し資料にもありましたけれども、各学校でオンライン授業等を実施する際に必要な細かいもの、端末入力用のペンですとか日常の授業で必要だと学校が判断するものについては、学校配当予算を使ってということは当然あると思うのですが、大塚委員のおっしゃった故障の保守範囲のところについての予備機については、教育委員会事務局で整備してということにしていますので、あと、弁済システムにつきましては、ほかの備品も同様ですので、それと同じように考えているところです。ですので、学校が予備機を準備するというようなことは想定していません。

大塚委員

ありがとうございます。現場からの話をいただいて、事務職員が来年度の検討に入っているということを知っていたので、そうすると、学校現場との理解の食い違いとか、そういったものも考えられるかと思しました。お願いします。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。その辺についても周知の仕方、内容についてもう1回精査させていただきます。ありがとうございました。

中上委員

すみません、1点言い忘れたのですけれども、今も予算のお話が出ていました

けれども、決算特別委員会で教育委員会の皆さんは苦労があって大変だと思えますけれども、今ももう入っておられると思うのですけれども、これから来年度予算編成に本格的に入って、やはり先を見ますと、教育委員会はすごい予算がかかる場所なのです。当然だと思えます。

子どもがやはり国の宝ですし、将来のために子どもたちにもっと予算をかけるべきだと思っています。実際に私も総務部長、次長のときに予算で非常に苦労しました。とはいえ、横浜市も財政は限られています。だから、やはり授業をあれもやりたい、これもやりたい、私もGIGAについてもっとお金をかけてほしいし、逆にかけなければいけないニーズはいっぱいあると思います。それで、GIGAについてもやってほしいし、教育センターについてもしっかり作ってほしい等いろいろあります。しかし、しつこいのですけれども、限られた財源ですから、いろいろな事業、要望があると思えますけれども、優先順位をきちんと考えていただきたい。

それともう一つは、振り返ってみて、今この時代においては必要ないという事業はどれもないと思えますけれども、今の時代に合っているかどうかなど、今この事業はもうやめて、こちらに予算を回さなければいけないということは、やはり教育委員会としてはあると思えます。ですから、ぜひ事業の見直しと言いますか、もう要らない事業については思い切って要らないと、優先順位の低い事業については切って、その予算を新たな事業に回してもらうなどその辺を予算編成に当たってはやはり厳しくやっていただきたいです。良い教育にするためにはそれが大事なことだと思えますので、あれもやって、これもやってというのは当然あります。けれども、しつこいようのですけれども、より優先順位の高いほうに予算をぜひ回していただきたいと思えます。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかによろしいでしょうか。

ほかになれば次に、「令和2年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、所管課から報告します。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田です。令和2年度の「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査の結果、こちらは先週13日に記者発表しています。こちらの調査ですけれども、国の調査である暴力行為、長期欠席等状況調査の結果が県独自調査も含めて同じく13日、先週発表しています。本市としてもこの日に公表した案件です。各調査については文部科学省実施の今お話しした状況調査に基づいて、独自に神奈川県もほぼ同様の調査項目を行います。神奈川県内の公立、私立小中学校、高等学校、また特別支援学校を対象に毎年実施しているものです。内容について宮生人権教育・児童生徒課担当課長のほうから報告をします。

宮生人権教育・児童生徒
課担当課長

人権教育・児童生徒課長の宮生です。「令和2年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」説明します。よろしくお願ひします。お手元の資料をご覧ください。

この資料の作りですが、1ページ目が概要となっており、2ページ以降が具体的な資料となっていますので、まずは概要を説明し2ページ以降は「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の順番でいろいろなポイントを説明していきたいと思えます。

まず1ページ目の令和2年度暴力行為の件数ですが、4,845件で対前年度339件減、小学校は微増、中学校は減少となっています。

次に、いじめの認知件数ですが、5,528件で対前年度102件減、小学校は微増、

中学校は減少となっています。

いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休校期間、令和2年の4月、5月末を含みます。

次に、長期欠席の人数ですが、7,835人で対前年度1,049人増。長期欠席のうち不登校児童生徒数は対前年度165人の減、不登校以外の長期欠席は対前年度1,214人増となっています。また、昨年度新たに加えられた欠席理由の区分、新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者は885人。

それでは、それぞれの傾向や分析と解釈のポイントについて2ページ以降で説明します。

では、2ページをお開きください。2ページ目は、「1 暴力行為の発生状況」の概要です。経年変化を表やグラフで表しています。特徴的な変化としましては、一番下の棒グラフ、学年別暴力行為者数の推移で、小学校1年生から3年生で増加しているところが挙げられます。

3ページをご覧ください。調査結果からですが、小学校での暴力行為の発生件数は前年度比3.2%も増加しました。中学校では全ての暴力形態で発生件数が減少しました。総数では7年連続の減少です。

次に、「分析と対策」ですが、小学校低学年での暴力行為が増加したことについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校期間や分散登校等の影響による生活環境の変化やストレス等が、低学年の児童により大きく影響した可能性があると考えています。背景には学級集団の分断、人との関わり不足、家庭環境の変化等、社会生活の変化に伴う多様な要因があると考えられます。各学校では、個々の置かれた状況をしっかりと見極め、学級担任が一人に対応するのではなく、チームで指導・支援する組織的な校内指導体制作りを更に進める必要があります。

中学校では、教職員全体で指導方針の共通理解を図り、一貫性のある指導や未然防止の取組、専任教諭を中心とした迅速かつ丁寧な対応や関係機関との日頃からの情報連携の取組等が進むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校行事や部活動の活動縮小や中止、ソーシャルディスタンスの確保といった学校生活の変化も影響していると思われます。

新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く想定されます。児童生徒との信頼関係作りのための教育相談の充実や自己肯定感の育成のためにも学校再開スタートプログラム等の子どもの社会的スキル横浜プログラムや特別支援教育の視点を取り入れた教科学習や活動に学校全体で積極的に活用し取り組むことも大切と考えています。

それでは次のページです。4ページは「2 いじめの認知状況」の概要です。下段の調査結果からをご覧ください。小中学校総計では、いじめの認知件数は減少しました。年度内解消率は55%となっています。一番下の米印に書かれているように、3か月後の令和3年7月末における解消率は79.2%となっています。

5ページを御覧ください。いじめの態様についてですが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、全体の57.8%を占めます。小学校では「軽くぶつかられたり…」、また「嫌なこと恥ずかしいこと…」をされたりといった直接的ないじめ被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」間接的ないじめ被害の訴えが増加している傾向があります。また、いじめの発見のきっかけは、主に、「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,030件、「本人からの訴え」1,799件、「学校の教職員等が発見」1,203件の三つで全体の90%以上を占めています。

「分析と対策」ですが、二つ目の「・」で示していますように、本人や保護者

からの訴えが多くなっていることは望ましいことであり、日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行います。

二つ下の「・」からですが、ネットによるいじめ等、把握が難しいいじめについて、積極的に子どもの声に耳を傾けたり、ネットパトロール等による実態把握をして発達段階に応じた情報モラル教育の推進に努めることが大切です。今後も新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を推進します。次のページに移ります。

6ページは「3 長期欠席の状況」の概要です。グラフから分かる傾向としては、中段図3-B、中学校不登校生徒数が減少しているところと図3-Cの新たな不登校児童生徒数が減少しているところです。

7ページの調査結果からをご覧ください。長期欠席者のうち、病気は前年度比156人その他は同173人増加しました。不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.7%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が7.9%、本人に係る状況では「無気力・不安」が49.0%と高い割合を占めています。

次に、「分析と対策」です。不登校の要因は個々の状況により様々です。まずは個々の状況を正確に把握し、協働的なアセスメントに基づく個別最適な支援を行う必要があります。

不登校児童生徒への支援について、再登校のみを目的とするのではなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していくことが大切と考えています。個々の状況に応じて学校内の特別支援教室等への支援員の配置や、学校外の公的機関、ハートフルとの連携及び民間教育施設との連携した支援、ハートフルみなみ・アウトリーチ、ICTを活用した学習支援、アットホームスタディ等、きめ細かな支援を行います。

次のページに移ります。8ページでは、「(3) 相談指導を受けた機関等」です。不登校児童生徒の状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。学校外の相談機関として多いのは、病院、療育センター、児童相談所等です。不登校に関わる相談について、医療や福祉との連携が重要であることが言えます。

「分析と対策」ですが、スクールカウンセラーによる心理的な見立てからのアセスメントを基に、教職員と共に中長期的な支援目標を立てることが大切です。

スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけではなく、保護者の困り感に寄り添い、相談を受けるとともに、福祉的な視点からの課題整理や環境調整を行っています。

9ページです。「(4) 新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者について」ですが、令和2年度調査から欠席理由の区分として、「新型コロナウイルス感染回避」が新たに設けられました。

「分析と対策」ですが、感染への不安や感染状況の悪化等による日常の学校生活を送れないことへの不安を抱える子どもたちがどの学校にもいると考えられます。担任をはじめ、専任教諭や養護教諭、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した教育相談や見守り等「心のケア」を引き続き進めていくことが大切です。

学校では新型コロナウイルス感染症に関する確かな情報を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、感染回避を理由に登校していない児童生徒への偏見や差別

が生じないように十分配慮していきます。
説明は以上となります。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見、御質問等はございますか。

大塚委員

御説明ありがとうございました。本年度は令和3年からの長期欠席の定義が変わったということや、それから長期欠席人数を新区分として調査されたということで、結果として小学校、中学校で885名の児童生徒が新型コロナウイルス感染症回避を理由に欠席されているということが分かりました。なかには欠席の理由として、お子さん自身の体調に関することややむ無くなど、そういった家庭内感染を防ぐためというような、様々お一人おひとりそれぞれの理由がおありだと思います。10月に入って緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置など全てが解除される中で、この児童生徒の登校が再開されていくのかどうなのかということが、すごく注視していくべきことではないかと思っています。

指導主事の皆さん方の学校訪問等でも新区分の児童生徒の今後の欠席状況の変化、そういったものを追っていただいて、各御家庭の児童生徒の安心というのをどのように構築していくのかということをご丁寧に行っていただくことをぜひお願いしたいというのが1点目です。

あと2点あるのですが、不登校に関しても調査結果からの様々な分析と対策を示していただいています。7ページ、長期欠席、不登校等の状況の3番には、昨年度には示されていなかった昨年度の同じ調査結果の中での対策というのは示されていなかった人との関わりの機会、それから学びの場の充実というところが更に重点的にやっています、ということが発信されていて、本当に児童生徒の将来的な社会的自立を目的とした取組であって、ハートフルフレンド、ハートフルスペース、ハートフルルーム、アットホームスタディ、そういった人間関係づくりを基盤とした総合的な支援というのをやっていただいているということが非常に大事なところで、横浜市の取組というのは本当に一人ひとりに寄り添った取組をしていたということをご改めて認識することができました。

それによって不登校の子どもたちの方向転換の育みや人との信頼関係作りというものにつながっていく重要な取組であると、これは意見というより自分の感想でもあるのですが、そんな中で昨年と比べて1,049人の不登校の増加が挙げられています。不登校は減少で、長期欠席は対前年度1,049人でこういう増加に関してより適切かつ迅速に対応するには、多くの学校が取り組んでいらっしゃる別室登校が挙げられます。本当に保健室であったり様々な場所を工夫して個々の子どものプライバシー尊重しつつ、通っていきいたいという思いの子どもたちの別室登校に対する対応。やはり先ほどから予算と人という話が散々出ているので、本当に皆さま、もう分かっているということですが、その別室はそういう長期欠席の子どもたちがちょっと行けるとか、でも行ったら長期欠席にはならないか、登校になるのかもしれないけれども、予備軍の子どもたちも含めて、こういったところに人を配置するということは、本当は非常に重要であるということや、それから新型コロナウイルス感染症でものすごく減ったと聞いていますけれども、ハートフルスペースとかハートフルの順番待ちが、また新型コロナウイルス感染症の状況が安定してきたときには相談が一気に増えていくのではないかと思います。そういったときにも適切に迅速にと考えたときの工夫等をお願いしたいと思います。

三つ目ですが、**「3 長期欠席の状況」**の(4)の**「分析と対策」**の二つ目の**「・」**があるのですが、**「登校していない児童生徒に対して、必要に**

応じて家庭訪問等による対面指導や関係機関との連携を行うなどにより定期的に児童生徒の状況を把握することが重要です。」これは本当にそのとおりで、ただ、実際に、では学校では誰が家庭訪問をするのか。それから対面指導を行うのか、関係機関との連携を行う中で言いますと、小学校であれば主にクラス担任や児童支援専任、そして養護教諭も入るでしょう。それから中学校であれば、クラス担任はじめ教科担任、それから生徒指導専任、また養護教諭が担っていると、様々な教員の皆さん方が親身になってやっというのが現状だと思います。

ただ、本当に自分も長年学校を運営していく中でつらかったのは、病気で体調を崩されてしまった方とか、それから病気休暇をお取りになる方とか、それから不慮の事故など様々ですけれども、そういう職員が、出勤が不規則になっているような状況、そういった場合には教育委員会のほうに補助とか代替をお願いするのですけれども、配置していただくのに時間がかかる。それから年度の中頃というのは年度末までを見越しての予算運営をしていらっしゃるの、なかなか配置が厳しいとか、それから実際に登校はしてきているのだけれども、サポートが必要な子どもたちにはサポート非常勤の申請などそういったところを行ってはいるのですけれども、現実には人員配置が認められたとしても、人材を探すのも教育委員会の紹介というのが、もう実は底をついてしまいましたというような状況とか、そういったものもある。そういう形になると先ほどの登校していない児童生徒に対しての家庭訪問など、重要な部分に手をかけていくことが厳しくなると考えていきますと、優先順位の中で人員配置というところをぜひ優先的に取り組んでいただきたいというのが、三つ目の私の要望であります。以上です。

鯉淵教育長

御意見、御要望ということでよろしいでしょうか。

木村委員

分析結果をどうもありがとうございます。非常に詳細に書いてある。僕は若干思ったのですけれども、2番、3番に関しては、アンケートなど分析と対策の中に持っていくための根拠的なものが結構多いのです。1番に関して分析と対策をされているけれども、この根拠は何かあるのですか。こう見ていると、年度ごとの数字だけでここから例えばストレス等が低学年の児童に大きく影響した可能性があるとか、ソーシャルディスタンスの確保といった学校生活の変化に影響しているという分析をすると考えるには、根拠となるデータがないといけませんので、万が一、今なければ次回でも良いですので、ぜひいろいろなことで考察などをやる時には根拠データが必要だと思います。学術的な統計分析までは要らないので、そういったものがあればぜひ次回でもお知らせしていただければと思います。

鯉淵教育長

何かありますか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。木村委員のおっしゃるとおり、暴力行為についてはこのところ経年で見ていた経過で、先ほどお話ししたような特徴が出てきているように思います。一方で背景として、部署としても専任教諭たちの集まり、専任会ですとか、その代表者たちの集まり等の中で統計から見えない隙間や様々な情報は得ているつもりです。分析についてはまさに要因分析等が必要かと思っていますので、その辺りを丁寧にやっていきたいと思っています。

木村委員 ありがとうございます。これからやはり様々なところで言われているのは、指導も全てサイエンスだと。サイエンスは数学、物理と思いがちだけれどもそうではなくて、人を説得する力をサイエンス、そのためには客観性、洞察、あるいは論理的にまとめるというところで、データと様々なところから読み取るというのが両方対になったときに少し説得力があるのかと思いました。よろしくお願ひします。

鯉淵教育長 ほかに。

四王天委員 すみません、今、木村委員がデータの話をしたので私も少し気になっていたところがありまして、一つは2ページにあるような学年別の暴力行為推移というのがあるのですけれども、これはこの瞬間を今切り取ったデータですよ。もう一つデータとして見たいのは、その1学年が昨年、一昨年に比べてどうなったのかという経年の追跡があると、これが教育によって改善されていったものかなど、その学年ごとの推移というものも少し必要ではないかと思ひます。それがどんどん減っていくような傾向であれば非常に喜ばしいし、高学年に行くほど、学年が上がるほど減少していくというのは、それなりの対社会人スキルが向上してきているのだらうということも伺えますけれども、瞬間の切り取りだけではなくて、追跡の経年のデータももしあったら分かるかというようなのは少しありました。発生件数の場合は、各学年はそれだと人数によっても違ってきてしまいます。多い学年のところは多く出る傾向があっても仕方がないというものもありますので、そのように一つの学年の追跡をもう一つ、もし時間が余っているのであればそういうのも調べていただきたいと思ひます。以上です。

鯉淵教育長 御意見ということで。

森委員 二つ質問があるのですけれども、アットホームスタディ事業を米印で書いてくださいましたが、今の現状ですとか課題など教えてください。

鯉淵教育長 何ページですか。

森委員 7ページの分析と対策のところ「(アットホームスタディ)」と、8ページ一番下に「アットホームスタディ」と書いてあって、「ひきこもりがちな児童生徒に対して学習支援ソフトのアカウントを渡して、家庭において自分のペースで学習します」とあるこの事業についてですけれども、今の現状ですとか可能性ですとか課題ですとか、今の辺りを教えていただければというところが一つ目です。

前田人権健康教育部長 ありがとうございます。アットホームスタディは今年度から事業をスタートしてしまひまして、森委員のおっしゃるとおり、ひきこもり傾向にあるお子さんたちや不登校のお子さんたちに対して、教育委員会事務局の支援員も関わり、学校が学習のアカウントを配って、学習ができるシステムです。5月から動いてしまひまして、これまでの9月末までの状況ですけれども、担任や専任教諭ですとか、スクールカウンセラー等からも、少し使ってみたいのだけれどもという相談が約100件以上来てしまひます。実際にはこのアットホームスタディのアカウントを取って学習しているお子さんが今現在37名になってしまひます。引き続きこういったお子さんをしっかりと支援していきたくと思ひてしまひます。

森委員

相談が100件来ていてというところですがけれども、引き続きそういった選択肢があるということを先生自身がよく知っている状態を作っていただければと思っています。

あともう一つが、ここのデータにはまだ出てきていないところかもしれないので少しずれてしまうから申し訳ないのですがけれども、今回は分散登校などでも教室の中の人数が半分になったと思うのです。そうすることによって先生が見る児童の数が一遍には減ったですとか、教室の中の子どものがやがや感とかごちゃごちゃ感というのが少し減ったと、その時期はそう思うのですがけれども、そのときの児童の様子など、学校から聞こえてくるいじめであったり不登校であったり、学校に通いたくないお子さんの声だとか、そういうところは今何かありますでしょうか。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

これも聞いた話ですのでデータというわけではないのですが、まずは少なくなったことでよく見えるようになった。そしてトラブルが少なくなった。やはり個々の悩みを把握しやすくなったという話を聞くことができました。ですから子どもが相談をしやすいのではないかと思います。教員が忙しくしているとなかなか相談できないところを少ない人数によって教員との関わりもしやすくなった。もちろんソーシャルディスタンスを取ってということですが、といった空間的なゆとりということ、それから時間的なゆとりというのは大切かと、その話を聞いて思いました。

森委員

把握しやすくなったというのは子どもの主訴ということでしょうか、子どもから先生に話しかけやすくなって子どもが今こういうことを思っているのだけれどもというのが、そういうことが生まれやすくなったのではないかと、そういう理解でよろしいでしょうか。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

実際に相談や関わることも多くできるようになったということは聞いています。

森委員

すごく大事なポイント、まだここのデータには出てきていないと思います。これは昨年度だからかもしれないのですが、すごく大事なポイントだと今のお話は思います。ここに出てきている、データと言いつつも出てきているのは本当に氷山の一角だということもやはり想像しなければいけなくて、いじめも仮面登校も実際にあるので、保健室登校も含めて出てきていないものがあるということも認識しつつ、やはり大事なことというのは結局二つあると思っています、一つは児童、保護者と先生だけの関係に閉じないということ。もう一つはやはり特に不登校においてというところですが、学校に戻すことをベースとし過ぎないというのは引き続きすごく大事だと思います。児童、保護者と先生に閉じないということにおきましては、先生が先ほどの今のお話みたいに、ゆとりを持って話を聞けたり、気付けたりということができることがまず大事だとはいっても、先生との相性であったりですとか、あくまで先生だけが話を聞いてもらえる大人ではないということを見守るにも保護者にもやはり伝わって、いろいろな大人が話を聞いてもらえるんだということを学校としていかに伝えていけたり空気を作っていくかということがやはり大事だと思います。

チーム支援ということも書いてありますけれども、相談した先のスクールカウ

ンセラーであったり養護教諭の先生だったり、ここに8ページにある5年前に比べて5倍に増えている児童相談所であったり、病院ですとか民間団体ですとか、いろいろな機関に相談、行く先が増えている先々の皆さんが、いかに児童だったり保護者がつながる先を紹介できるか、その人たち自身がどれだけの機関とつながっているかということが大事だと改めて思っていますので、そこを促進するというか、そこをどうしたらつながる。つながると相談先の人たちのつながりができるかというところを、更に教育委員会として考えていかないといけないと強く思います。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

中上委員

質問と意見ですけれども、小学校と中学校、特に暴力行為等が中学校は非常に減ってきているというのが、昔の時代は荒れた中学校が非常に多くて先生たちもご苦労されて、生徒指導の先生を中心にチームで対応しないと学校、場合によっては女性の教職員が怖い目にあうという場面もあったのですけれども、最近荒れた中学校は非常に少ないと聞いていますし、件数も少ないということは、皆さんのご努力だろうと思います。とはいえ、まだ今もないかという、旭川でしたでしょうか、まだ報告書出ていませんけれども、グループが怖くて先生たちも口を出せないという状況もあったということも週刊誌だとか被害者の方が出していますけれども、それを学校が止め切れなかったなどという事案もあって、やはり暴力に対してき然と対応しなければいけません。今もやっておられて、だから減っていると思うのですけれども、本当にもう犯罪的な、先生も危険に遭わせるようなことについては、き然として警察とも連携を取って対応するというのもぜひお願いしたいと思います。

というのは、なかなか教員への暴力については、非常に学校の先生は子どもたちのことを考えていて、教育的配慮で、なかなか表に出てこない部分があると思います。いずれにしてもやはり芽を摘んでいかなければいけないというか、質問ですけれども、特に少し気になったのは、小学校と中学校で分母が違うから一概に言えないのだけれども、小学校が増えているというのはどう理解すれば良いのでしょうか。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

一番全国と違うところは、児童支援専任教諭が全校配置されているところだと思っています。ですから、低学年の暴力行為というのは見逃しやすいですけれども、ちょっと叩いたりしてそういったところもやはりすごく嫌な思いをした子がいたときには積極的に認知し、解決を学校のほうで図ると、そういう状況にあるとは感じています。

中上委員

なるほど。多分いろいろな要素が分析にあると思うのですけれども、一つは、釈迦に説法ですけれども、昭和61年、平成6年、平成18年、平成25年とそれぞれいじめの定義が変わってきています。それと世の中の風潮として、今はもう親に対しても子どもが死ぬと言ったり、殺すぞと言うのは日常で、我々の言葉では劇画なんかでも日常に出てきてしまっていて、子供も、もう麻痺してしまっていて死ぬとか殺すぞと言って、でもこれは受け止める人にとって非常に重たい言葉になるわけです。やはりその辺を小さいときから学校の中でも気付いたら注意していくという、世の中の風潮的にそうなのだけれども、小さいときから芽を摘んでおかないとそれがもう当たり前になってしまっていて、ストレス耐性がある子は良いのだけれども、また非常に傷つきやすくなっていますし、その辺を今学校だけではな

く、定義が変わって、学校内外のことについてもいろいろと定義になってきています。

だからいずれにしても非常に皆さん苦勞はあるとは思いますが、例えばやはり小さいものでも見つけたらすぐに対応するということから摘んでいかなないと、十何年前の昔でも小学校の子どもが校長先生に向かって、何かあったときに教育委員会に言ってやるぞと言って、校長先生がショックだったとおっしゃっていましたが、そういう極端な例にしても、今はすごく言葉の暴力というのが非常に多いわけです。傷つくことも多いし、やはりその辺は許さないという雰囲気や学校で持っているべきで、皆さんは徹底しておられるし、だから僕は横浜市は件数が多いのではないかと捉えています。

定義の問題など私も横浜市立大学にいたときに大学病院が二つあって、ヒヤリ・ハットの件数が多いところは事故が多いかということ、そうではないのです。やはり医師や看護師たちは細かなことにも気付いて、そこに問題点を解決するために対応していく。今まで聞いていてもそういうのは出てくるわけですから、だから逆にヒヤリ・ハットが多いところは、僕は真面目に取り組んでいると見ていましたけれども、いずれにしてもいじめにも似たような話もあると思うので、これは学校の現場の先生方にご苦勞はありますけれども、やはり小さいときからいじめをなくすには、芽を摘んでいかなければ、大きくなったら、中学生になったら、今度は体力的にも難しくなりますし、その辺を引き続きご苦勞だと思いますけれども、き然とするときはき然として、みんなで注意するということをお願いしたいと思います。

鯉淵教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。

中上委員 はい。

四王天委員 中学のいじめとか暴力は減少しているということで、少し変な質問なのですが、これは道徳の教科の教育効果というものは感じられますでしょうか。

前田人権健康
教育部長 道徳が教科になって単元等でもいじめの内容について、子どもたちが考えてお互いに共同で課題解決していく、最終的には自分自身にとらまえていくというところの学習は進んでいると思います。ただ、この結果の評価、考察については、取りまとめはできておりませんが、実践が始まっているところですので、引き続き、情報を集めていきたいと思っています。

四王天委員 ありがとうございます。道徳が教科になって、その効果が出たのであれば非常に喜ばしいことだと少し思いましたので、ありがとうございます。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第32号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、教委第32号議案は非公開とします。

審議日程に従い、教委第31号議案「令和3年度横浜市指定文化財の指定について」

て」所管課から御説明します。

渡邊生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の渡邊です。議案および右肩に教育委員会資料と書いてあるものに基づいて説明します。

まず第31号議案「令和3年度横浜市指定文化財の指定について」をご覧ください。議案の2ページのところですけれども、横浜市文化財保護条例第6条1項及び第32条1項に基づいて、横浜市指定文化財として指定したいので教育委員会に提案するものです。

3ページをご覧ください。文化財の候補です。一つ目は有形文化財の彫刻で、木造薬師如来立像です。所有者は宗教法人證菩提寺様です。

二つ目は、有形民俗文化財オシャモジサマ（奉納杓子）です。所有者は個人蔵と宗教法人本法寺様です。

この後の流れですけれども、資料のほうの3ページから6ページをご覧ください。まず3ページ、既に教育委員会から横浜市文化財保護審議会に諮問しています。

5ページ、10月5日に文化財保護審議会から答申をいただいています。本日はこの答申を踏まえた教育委員会会議での審議ということになります。指定を承認いただければ、このあと記者発表、指定についての告示、市報登載を行います。

それでは資料の7ページ以降、文化財の候補について、課長から御説明いたします。

宮田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。よろしくお願ひいたします。

令和3年度の横浜市の指定文化財候補の概要です。2点ありますが、まず1点目です。木造薬師如来立像、彫刻で、平安時代後期のものといわれています。平安時代の後期と言いますと、摂関政治が終わって鎌倉幕府の統治機構が成立した頃で、おおよそ11世紀の半ばから12世紀の後半ころを指します。「(1)所有者」は宗教法人證菩提寺、「(2)所在の場所」は、栄区の上郷町です。「(3)数量」は1軀、この「軀」の字は仏像を数えるときの単位がありまして、仏像1体ということです。技法は木造、素地とありますけれども、木造はケヤキの木から造られているようです。素地というのは、塗装を施していなかったり、木肌のまま表すということの意味をしています。像高は101.3センチメートルです。證菩提寺の本堂に安置される薬師如来立像です。頭体のほぼ全容を一材から彫成する一木造りの技法は古様であるが、一方でなだらかな肉どりや穏和な表情に平安時代後期の特色を示すとありますが、頭体のほぼ全容というのは、仏像全体を1本の木から彫刻する一木造りという技法ですけれども、この技法は奈良時代から平安中期に多く見られています。なだらかな肉どりや、ほほの丸い形に見られる穏和な表情が平安時代後期の特色を示しています。素朴かつのどかな作風から11世紀までさかのぼる作とみられています。仏像の表現形式を十分に理解していないと思われる部分も多く、作者はこの地方在住の者で、専門的な仏師ではない可能性があります。

その表現形式を十分に理解していない箇所を具体的に申し上げますと、仏像の頭は螺髪と言いまして、髪の毛を巻貝の丸まった形で造られたものですが、これは一部ありますが省略されていたり、あと仏像が身にまっています衣の形状は特異なもので、その辺に表現形式を十分に理解していないところとして挙げられています。京都のような中央で仏像の製作をした仏師ではなくて、この地域にいた大変器用な作者が一生懸命勉強して造った造形だと思われます。

また、本文に戻ります。證菩提寺は源頼朝が佐奈田与一義忠の菩提をとむらっ

て鎌倉初期に開創したといい、当初の本尊は安元元年1175年頃製作の国指定重要文化財阿弥陀三尊像と考えられています。佐奈田与一義忠は古くから源氏の家臣でして、頼朝が平氏打倒のために挙兵した、いわゆる石橋山の合戦で若くして討ち死にした武将ですけれども、その侍をとむらって頼朝が建てたというお寺で、證菩提寺は鎌倉幕府と非常にゆかりがあるお寺になります。

今回指定する仏像は、このお寺に伝わる阿弥陀三尊像よりはるかにさかのぼる時代に造られたと目されています。この地、栄区上郷の地に以前からあった薬師堂の本尊であったものと考えられています。

平安時代のこの地域の仏像製作の実態を示すものとして重要であり、横浜市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品です。

8ページをご覧ください。候補の2件目です。オシャモジサマ（奉納杓子）、有形民俗文化財です。杓子というのはご飯をよそったり、汁をすくったりする道具でして、一般的にはおしゃもじと言います。2か所所在して、1か所目は、青葉区鉄町のオシャモジサマ。所有者は個人の方で所在場所は青葉区の鉄町です。数量は1,145点あります。

2か所目は港北区小机町のオシャモジサマで、所有者は宗教法人本法寺です。所在の場所は港北区小机町で数量は222点、合計で1,367点のオシャモジサマです。

横浜市域には、人々の出産や育児にかかわる民間信仰の一つで、主に小児の咳病快癒、ぜんそくなど咳の病気の健康祈願を目的とした「オシャモジサマ」信仰が伝承されています。オシャモジサマ信仰というのはどういうものかと申し上げますと、オシャモジサマといわれる祠が道端に多くあったのですけれども、そこに杓子を奉納して、一旦病気が治るように願をかけ、持ち帰った杓子でご飯をよそったり、それを患部にあてがったりすることで子どもの風邪ですとか、百日咳ですとか、目の病気などに効能があるとされていました。そうした民間信仰です。治った後にお礼の意味で杓子をもう1個足して返すこともあったといわれています。

資料の写真をご覧いただきたいのですが、中ほどに祠に奉納された杓子、これは青葉区鉄町のもので、その下の写真は祠に一旦納めたもので左下に「百日咳消除」の墨書がある杓子や、御礼の墨書のある杓子です。

また、本文に戻りますが、市内にはこうしたオシャモジサマ信仰、現時点で15か所を超えるオシャモジサマが発見されていますが、青葉区の鉄町と港北区の小机町本法寺には、奉納された杓子が群を抜いて多く残されています。また、残された杓子に書かれた墨書から百日咳除け祈願、病気が治ったことに対するお礼の内容が読み取れるほか、「都筑郡鐵村」「鶴川村能ヶ谷」といった奉納者に関する墨書が確認できます。鶴川村は現在、町田市の場所です。こういった点は両地域が近隣のオシャモジサマ信仰の中心であったことを裏付けるものであり、かつて市域に広く見られたオシャモジサマ信仰の様相をよく遺しているといえます。

市民の生活や信仰をよく伝える有形民俗文化財として非常に特徴的なものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

所管から説明が終了しましたが、何か御意見、御質問等はございますか。

中上委員

この内容については審議会の答申には意義はないのですけれども、単純な質問ですけれども、オシャモジサマの方の話ですけれども、これは15か所のうちここだけ群を抜いているということで、ここは百日咳が流行ったのか、それともそこでの信仰が強かったのか分からないのですけれども、興味があるのは今の時代で

すと新型コロナウイルス感染症ということになるのでしょうか、このオシャモジサマの中に、これはたまたま百日咳ですけれども、中身は統計的には処理はされているのですか。例えば言葉で百日咳はほとんど多かったのか、それともほかの願いが、そのときの信仰風俗の流行り等はあるのですか。

宮田生涯学習
文化財課長

手元の資料の20ページ以降に奉納杓子の一覧ということで文字情報が書かれているものについて、少し書き出したものを参考としてお付けしていますが、必ずしも全て疾病と言いますか、そういったものを書かれたものはないんですけども、多くは子どもの咳止めということが多くて、あとは目の病気ですとか、そういったものがあつたようです。

中上委員

宮島とあるのだけれども、広島県はおしゃもじがすごいですよね。この信仰自体はあちらから来ているのですか。

宮田生涯学
文化財課長

信仰は広島県の方から来ているということはなく、この地域、横浜市以外のこの信仰が広まっているのは、東京都ですとか埼玉県にも見られますけれども、宮島で作られたおしゃもじを使用している場合が多いです。

中上委員

しゃもじの出所として、宮島製のしゃもじを使っている。

宮田生涯学
文化財課長

そうです。

中上委員

なるほど、分かりました。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。
特になければ、教委第31号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

次回の教育委員会定例会は、11月4日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、11月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、11月4日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、11月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第32号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時51分]